

## 「第5期大阪府アライグマ防除実施計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和8年2月4日（水曜日）から令和8年3月6日（金曜日）まで
- 募集方法：電子申請（行政オンラインシステム）、郵送、ファックス
- 募集結果：個人2名から2件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの1件）

※いただいたご意見に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
1	<p>&lt;18 頁&gt;今期の目標として、農業被害対応が記載され、続いて「府内において生活環境被害が増加している・・・早期から検討」とあるが、</p> <p>●「市街地への分布拡大を受け、・・・市街地での対策」が喫緊の課題であり、当事者が一般市民、または不在であることより脆弱な周知、情報収集（モニタリング）の体制の強化など、さらに具体的な対策の記載が望まれる。役割分担として市民（自治会、学校組織）、自然保護団体（観察会、活動グループ）などからの情報収集など。</p> <hr/> <p>&lt;20 頁&gt;「希少野生鳥獣等に係る被害の防止」については農業被害と異なり対応の根拠となる情報が少なく、さらに社会的要求、市民の関心は農業被害、生活被害に比べ格段に低いことから、</p> <p>●当事者の不在といえる森林や緑地における具体的な取り組み、対策、考え方、方針の記載が望まれる。</p> <p>また府営公園、府立自然公園（北摂、阪南・岬）、万博記念公園等については、府と当該市町が当事者として連携し役割分担について別途項を設ける。</p> <hr/> <p>&lt;付記&gt;当パブリックコメントが府民に知られているとは言い難い状況について</p> <p>●本件は本庁マターとのことだが、各農と緑の総合事務所他、関係各機関に広報、周知の努力を望みます。</p>	<p>&lt;18 項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地における生息域拡大については、生活環境被害及び動物由来感染症増加の懸念から大きな課題と考えています。</li> <li>・そのため、アライグマへの GPS 装着による生息環境調査やセンサーカメラによる生息密度調査の結果をふまえ、捕獲強化していきます。さらに、このような情報をホームページ等に公表して府民に周知していきます。</li> </ul> <hr/> <p>&lt;20 項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在「希少野生鳥獣等に係る被害の防止」についての被害情報がないため本計画に記載していないが、今後影響が出てくれば検討します。</li> <li>・現在、府営公園等においても、捕獲檻の貸出しから殺処分については市町村が実施しています。</li> </ul> <hr/> <p>&lt;付記&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各農と緑の総合事務所や関係機関に事前に周知した上でパブリックコメントを実施しています。</li> </ul>